

越谷市児童館機能調査業務委託企画提案選考会実施要領

1. 業務概要

業務名

越谷市児童館機能調査業務委託

場 所

青少年課 外

内 容

別紙仕様書のとおり

履行予定期間

契約締結日～令和7年（2025年）12月26日（金）

委託料限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

提出された企画提案書等に基づき、参加者によるプレゼンテーションを実施し、その評価と見積金額を総合的に判断して相手方を選定する。なお、参加資格を満たした申込者が6者を超えた場合、一次審査（書類審査）を実施し、選考審査会を行う6者を選定する。

3. 参加に必要な級別格付等の条件

契約締結時に、令和7・8年度越谷市物品購入等入札参加資格者として、「集計・調査・企画研究・計画策定業務」の業種で登録がある者。

4. 参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）

に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

- ④ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本企画提案に参加させることが適当と認める者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 本企画提案に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5. 想定スケジュール

区分	項目	日時又は期間	
一次審査	参加申込書等提出	実施要領の公表	令和7年4月11日（金）
		質問の受付	令和7年4月11日（金）から 令和7年4月18日（金）まで
		質問の回答	令和7年4月22日（火）
		参加申込書の受付	令和7年4月11日（金）から 令和7年5月2日（金）まで
		企画提案書・見積書の受付	令和7年4月11日（金）から 令和7年5月9日（金）まで
		一次審査結果の公表・通知	令和7年5月12日（月）
二次審査	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年5月19日（月）
		二次審査結果の公表・通知	令和7年5月20日（火）
		本見積書の提出及び契約	令和7年6月上旬頃

6. 選考方法

越谷市児童館機能調査業務委託公募型プロポーザル審査選定委員会において選考者を選任し、提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングについて選考者が加点による評価を行い、委託予定業者を選定する。選考者が下記の評価表に基づき評価、採点を行い、各選考者の得点を合計した点数が最も高い参加者を委託予定業者とする。ただし、合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者の内で価格が最も低い参加者を予定業者とする。なお、価格について同価格であった場合は越谷市契約規則に基づいて委託予定業者を決定する。また、全ての参加者から適切な提案がない場合(下記の評価表にある評価項目の合計配点の60%未満)には、候補者として選定せず、手続きを中止する。

【評価表】

評価項目	配点	着眼点
受託体制	5点	業務に係る人数、体制、管理、責任体制
受託実績	10点	官公庁の業務受託実績等
業務目的達成の考え方	15点	本市の児童館の現状を把握した中で市の意図している目的に対するアプローチは適正か
手順の適正	5点	提案された手順は効率的かつ適正なものか
提案の意欲・独自性	15点	現状の課題(児童館ガイドライン)を把握したワークショップの進め方に独自性や専門的な知識を提供しているか
企画表現	10点	プレゼン内容から参加者の意欲やスキルが感じられるか
企画提案書の完成度	10点	総合的な完成度
見積金額	30点	見積金額に対する評価※
合計	100点	

※提出された見積書について、下記のとおり評価を行う。

$$30 - \{ (\text{見積額} - \text{委託料限度額の} 70\%) / \text{委託料限度額} \} \times 100$$

なお、1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。また、委託料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。

7. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年4月11日（金）から5月2日（金）まで

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 資料名

- ①越谷市児童館機能調査業務委託企画提案選考会実施要領
- ②越谷市児童館機能調査業務委託仕様書
- ③【様式1】越谷市児童館機能調査業務委託企画提案選考会参加申込書
- ④【様式2】越谷市児童館機能調査業務委託企画提案書
- ⑤【様式3】越谷市児童館機能調査業務委託企画提案選考会質問書
- ⑥【様式4】見積書（企画提案用）

8. 質問及び回答

質問は、質問事項、事業者名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、越谷市児童館機能調査業務委託企画提案選考会質問書【様式3】に必要事項を記載のうえ電子メールで提出すること。

【送信先】越谷市子ども家庭部青少年課

Eメールアドレス：seishonen@city.koshigaya.lg.jp

(1) 質疑期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月18日（金）まで

(2) 回答方法

質問者には随時電子メールにより回答します。また、4月22日（火）に市ホームページにてすべての質問と回答について公開します。

9. 書類提出

(1) 参加申込書

本委託の受託を希望する事業者は、越谷市児童館機能調査業務委託企画提案選考会参加申込書【様式1】を必ず提出してください。

①提出期限

令和7年5月2日（金）午後5時15分まで

受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分

②提出部数

1部

③提出場所

越谷市子ども家庭部青少年課

④提出方法

郵送（必着）または直接提出

(2) 企画提案書、見積書及び見積明細書

本委託に参加申込した事業者は、越谷市児童館機能調査業務委託企画提案書【様式2】と見積書（企画提案用）【様式4】及び見積明細書を提出してください。

①提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時15分まで

受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分

②提出部数

越谷市児童館機能調査業務委託企画提案書【様式2】 10部

※別途電子データも提出すること

見積書（企画提案用）【様式4】 1部

見積明細書 1部

③提出場所

越谷市子ども家庭部青少年課

④提出方法

郵送（必着）または直接提出

(3) 提出書類の作成にあたって

①企画提案書必要記載事項

- ・受託体制（本業務の実施体制、責任体制等）
- ・受託実績（本業務と類似した業務、特に官公庁からの受託実績）
- ・本業務に関する基本方針及び工程管理
- ・業務目的達成についての考え方
- ・具体的手法
- ・業務に対する事業計画

②見積書作成に係る注意事項

(1)委託料限度額の範囲

5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以下

※上記金額を超える見積書を提出した場合は選考会への参加を無効とし、失格とします。

- (2)見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相

当する金額を記載すること。

(3)見積書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。

(4)見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること。

(5)見積明細書の様式は問いません。

(6)見積書、見積内訳書は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。

10. プレゼンテーション・ヒアリングについて

日 時 令和7年5月19日（月） 13時30分 ～ 17時00分
（持ち時間25分 内訳：説明15分 質疑10分）

詳細時刻は別途通知します。

会 場 越谷市役所第三庁舎5階会議室6

控 室 越谷市役所第三庁舎1階会議室3

機 器 会場にはプレゼンテーション用液晶プロジェクタ、スクリーン及びパソコンは用意します。

【プレゼンテーション留意事項】

(1) 原則非公開で行うものとします。

(2) 説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む3名以内とします。

(3) 説明は、提案書に記載した内容に限ります。

(4) 説明者は、開始予定時刻の10分前までに控室に入り待機してください。

(5) 出席しない場合（開始予定時刻に遅れた場合を含む）は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとします。

11. 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議し、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとします。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがあります。

12. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とします

(1) 選考者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (3) 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合。
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合。
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと認められた場合。
- (8) その他選定委員会が不適合と認める場合。

13. その他

- (1) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めません。また、提出資料に記入した配置予定者を原則として変更することはできません。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ越谷市から承諾を得るものとします。
- (2) 提出資料の取扱い
 - ① 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
 - ② 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は複写等）することができるものとします。
 - ③ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとします。ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
 - ④ 最優秀者として選定された提案資料については、市ホームページ等において公開できるものとします。この場合において、越谷市から求めがある場合には、選定された者は、当該資料のPDFデータを越谷市に提供してください。
- (3) 選定委員会において、最優秀者として決定した者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したのですが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではありません。
- (4) 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとします。